

質問回答書 1

番号	資料名	質問内容	回答
1	契約について	本契約は債務負担行為、または長期継続契約のどちらになりますか。	複数年契約となります。
2	賃貸借契約約款(機器用) 第6条	通常の動産総合保険加入の認識でよろしいですか。(保険金額は経過期間に応じて逡減。噴火・津波などの自然災害については保険対象外となり修理費用は賃借人負担)。	保険については、お見込みのとおりです。 修理費用負担については、状況に応じて判断します。
3	賃貸借契約約款(機器用) 第11条	賃貸借期間中、盗難、火災、風水害、地震その他賃借人、賃貸人いずれの責任にもよらない事由により物件が滅失、毀損した場合の危険負担は賃借人負担の認識でよろしいですか。	危険負担については、状況に応じて判断します。
4	賃貸借契約約款(機器用) 第13条	予算削減等の解約条項について、過去同様の契約において解約に至った事象はありますでしょうか？	ありません。
5	その他1	消費税・固定資産税が増額となった場合は賃借人負担でよろしいですか。	消費税については、お見込みのとおりです。固定資産税については、負担しません。
6	その他2	本契約をリース会社と契約締結になりますが、弊社は物件の調達及びメンテナンス資格を保有しておりません。メンテナンス業務等については、資格を有する業者に委託することで問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	その他3	新型コロナウイルスの影響等で納入遅延となった場合、賃貸借開始時期の変更は可能でしょうか。	状況に応じて判断します。
8	その他4	賃借人が物件を移設・改造等したことにより、故障・損害が発生した場合は賃借人負担の認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。

質問回答書 1

番号	資料名	質問内容	回答
9	その他 5	設置場所契約期間中に建物を取り壊すことになった等の場合については、当該物件の対応や残金の精算、また物件の移設費用は賃借人負担となるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	その他 6	物件の修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は賃借人負担の認識でよろしいですか。	賃貸人負担でお願いします。